
参 考 資 料

1997～98年 審議主要経過

Recommendation 189. RECOMMENDATION CONCERNING GENERAL CONDITIONS TO STIMULATE JOB CREATION IN SMALL AND MEDIUM-SIZED ENTERPRISES

中小企業における雇用創出の奨励のための一般条件に関する勧告(第189号)(仮訳)

資料 1997～98年 審議主要経過

1997年 85回総会レポート (1)

勧告189号も、ILOの通常の手続きである2回の討議を経て、成立した。1995年3月の理事会で、「中小企業における雇用創出を促進する一般条件」を総会の議題とすることが決定された。その第一ステップは、事務局で、このテーマに関する実態、各国の制度・政策、ILOでの対応の経過などをまとめた討議の基礎となる報告書をつくることであった。これには、勧告を予定した、一連の質問項目が付けられている。これは各国政府に送られ、政府は代表的労使団体の意見を聞いて、回答を寄せた。実際は、労使団体が、直接ILO事務局に質問に関する意見を提出する場合もあり、日本もその慣行となっている。報告の本体部分は、問題の背景や各国の取り組みを知るうえで貴重である。以下、報告から、主要内容を紹介する。

1 序章。ILOで、この問題を最初に扱ったのは、1986年で、中小企業の促進に関する包括的、詳細な決議が総会でなされた。この報告書に付録として掲載されている。日本で言えば、中小企業政策に関する事項が労働・社会側面とともに扱われ、また、各主体の果たすべき役割などについて述べており、今回の勧告と関連が深い。理事会で決めた主題は、その他の機会にも扱われてきた。既存の条約勧告で、関連する条項もある。

近年、世界的に失業問題が深刻化しているが、先進国、発展途上国、移行過程にある国において、中小企業が雇用増加に果たす役割は大きい。失業とともに、先進国で不平等の増加、移行経済で賃金の低下、ラテンアメリカでは、インフォーマル・セクタ

ーの増加がみられる。

グローバリゼーションの内容として、発展途上国の工業化、先進国経済のサービス化、国際取引の自由化、通信技術の発展があり、それにより、金融、生産物、労働力が流動し競争が激化している。生産組織の変化も顕著で、規模より、即時対応が求められている。しかし、これら背景変化のため、適切な戦略により、中小企業が大企業と競争できる条件もでてきた。(これは、中小企業についての新しい認識の提示といえよう。)

以下の報告では、持続可能な生産的仕事の創出を扱うが、単に雇用の量のみでなく、良い条件、雇用の質についても扱う。

2 中小企業の一般的性格、問題、可能性。中小企業の定義は、人数によるものが一般的であるが、種々のとらえかたがあり、難しい。しかし同時に、企(起)業家の活動と結びつけて考えられてきたことを指摘している(この視点は、やがて勧告に反映されてゆく)。

中小企業の従業員数は、先進国においても、程度の差はあるが、民間部門で大きな比重を占めてきた。APEC諸国では、いっそうである。移行経済でも中小企業の発展がみられる。

近年、先進諸国では、中小企業雇用の相対的減少から、転じて、拡大の傾向があり、OECDも中小企業での雇用創出が大きいとみている。フランス、イタリーなどの先進国では、中小企業からの輸出は全体の30%以上に及ぶ。その他の先進国でも比率は低いが増加傾向にある。雇用面以外で、中小企業の促進が政策的に魅力がある面として、1人当り資本量が少なく資本不足、外貨不足の経済に有利である、地域的な人的資源、自然資源を現地の貯蓄の投資化で動員できる、大企業よりも、地域社会に知識、熟練、企業家精神を起こさせる、大企業との関連では、注文に直ぐ応じる弾力性をもつ、新技術分野で、しばしば革新的である、構造変化にあたり、緩衝的役割を果たす、などの特徴があると指摘した。

しかし、中小企業には、問題もある。例外はあるが、労働条件、生産性が低い、労働者が社会保護を受けない場合があることなどの傾向があるなどである。中小企業で、メリットとデメリットが並存することもあるが、メリットの例として、日本では、中小企業の方が創意を活かしたり、人間関係がよいと述べている。さらに、労働環境と生産性についての一調査を紹介した後、労働条件、労働環境の改善、社会保護の保障により、中小企業の競争力、効率が高まりうる、労働者の仕事への参画で、仕事の質と生産物の質は同時に高まりうると、ILOらしい指摘をした。

3 中小企業を発展可能とする政策環境。 文化的背景から、働く場として、中小企業を、大企業、官庁より低く評価する国もあるが、それとは逆の国もあり、近頃、小企業の成功、その企業家精神を評価する考えも高まっていると指摘した。

企業、中小企業に関わる政策は、多様であるが、中小企業にも平等に、成長可能を可能とするようなものでなければ、中小企業は、持続的に、生産的雇用を維持できない。報告は、中小企業に対する制限的規制には、否定的であるが、政策は、競争力を保つとともに、社会的目標を実現できるようなものでなければならないとする。

企業家精神の普及には、表彰制度などもあるが、教育訓練の改革が重要で、大学卒業生に知識、技術、態度を教育している国が少なくない。グローバリゼーションにより、中小企業でも成功のため、品質、生産性を重視する企業文化が必要となっている。その醸成は企業内外で多様な方法でなされるが、中小企業では、外部プログラムも有用である。企業内で、組織のフラット化、労働者参画による、活動もなされている。企業家教育は、かなりの国で行われており、小学校から始まる一般教育のなかで、さらに生涯教育として、行われている国、特定層を対象とする国の例が紹介されている。また、より実際のな場で、訓練も組織されている。

報告は、情報文化という言葉が登場させている。情報を早く入手し、革新に結びつけることで、競争上優位にたてる。中小企業は、情報源との接触が困難であったが、多くの国では、大学、研究センターと企業の連携を図っている。シンガポールは、国全体の情報体系を構築しようとしており、企業も、情報源に接しうることとなる。

これと関連する情報技術政策について。技術と情報の発展が急速で、グローバリゼーションの展開もあり、企業内、企業間での即時の情報伝達が行なわれ、これが、重要になっている。多くの政府は、情報技

術が生産性や競争力の基礎であると見なし、ネットワークに中小企業を入れたり、そのため必要な、教育訓練、コンサルティングなどを行っている。日本の中小企業分野での情報技術政策が詳しく紹介されている。一般に、長期の学校教育も必要としている。

企業の発展を可能とする政策環境。ここでは、財産権など経済取引の基礎を確立し、通貨政策により、経済が安定しており、中小企業への課税が公正であり、関連手続きが簡素であること、中小企業金融が容易であること、貿易について中小企業が不利でない政策がとられること、インフラストラクチャーが整備されていることなどがあげられている。

教育訓練政策。75年の人的資源開発条約142号（日本批准）で、雇用の必要と機会に対応した職業訓練政策を行うべき原則を定めている。関連勧告には、マネジメント教育、地域の条件に適合した教育についての条項がある。訓練については、多くの国が、現時の状況も踏まえて、中小企業向けの訓練を行っているとし、その中で、環境変化について知るとともに、基礎的スキルを身につけているなどの報告をしている。多様な主体が、訓練を組織している。ILOは、世界に三者構成の生産性センターを作ったが、これらは、中小企業を重点として活動している。

社会保護について。雇用は最も重要な、社会保護であるとした上で、中小企業などの多くの労働者が、社会保障の対象外となっていることを指摘した。健康保険、児童福祉は、安心感を高め、生産性に寄与すると、インドの家内労働者の団体の発言が引用されている。

労働基準。重要なILO条約は、自営業主も対象としている。しかし、ILO基準と国内法で、中小企業を適用除外したり、特別扱いしている場合も先進国を含め少なくない。発展途上国の中小企業では、最小限の基準も守られていないところがある。ILOとしては、基本的な労働者保護が、普遍的に適用されることを期待している。しかし、現行法が中小企業の実状に合わないため、基本的保護が行われない面があり、法を修正することも示唆した。ILOの基本原則を維持しつつ、中小企業の特別の支障を取除いてゆく必要について述べると同時に、良い労働条件が、競争力を強めるとの命題を繰返している。特別の支障としては、発展途上国で、法令に適合する事務手続きが、煩瑣であることなどが例示されている。

中小企業には、固有の条件があり、特別の政策が必要である。このことを認識し、中小企業に対する総合的政策プログラムを持つ国が、日本はじめいくつかある。特別の行政部門も置かれている。また、経済の変動が著しいため、絶えず政策を再評価して

ゆく必要があり、そのために、規制緩和の方針をもった委員会などが置かれている国がある。他方、政策の実施や形成を、地方分権化して、実効を高めようとする動きもある。

中小企業分野の統計等のデータが不足しており、政策立案には、その充実が必要である。

4 雇用創出のための中小企業の能力の形成。 中小企業は、諸資源が乏しく、また、特化しているため、公私のサービスへの期待が大きくなり、それに対応する、サービス提供、組織体やプログラムが必要である。中小企業は、設備設置業者、取引先、私的な相談先から、インフォーマルな情報をえている面もある。それを理解した上で、上記のようなことを考慮することが望ましい。

小規模で、資源に乏しいため、時に、経験したことのない諸困難に直面することがある。それは、具体的には、生産性が低いこと、経営管理能力が弱いこと、借入をし難いこと、情報不足であること、新しい問題であるグローバル化への対応が困難であること、労働基準を守っていないことなどから生じる。そこで、中小企業は上記のようなサービスが必要となるが、それを必要とする程度は、規模、分野、発展段階、失業情勢、法令や規制により異なるものである。

主要な中小企業支援サービス。 2ページ半にわたって、サービスを列挙し、コメントしている。財務と信用（信用不足は最も大きな問題。その原因）、

訓練（訓練の諸効果、企業家の教育訓練について、実際に即した訓練と方式など。ILOは標準化されたパッケージを用意）、情報（各種情報が不可欠、情報をえて革新的になり、競争力をもつ。情報獲得の相手など）、マーケティング（広範な諸問題について言及）、技術（後れた、低生産性の技術は共通の問題。必要とする側の分野、規模などで提供されるべき技術に差がある。一般的技術は、訓練コース、デモンストレーション等でおこなう。テストなどでもできる施設、多様なサービスまたは得意なサービスを提供する機関、材料供給者や多国籍企業による教示など）、以上の5項目に集約して、論じている。

制度にかかわる戦略。 最近、中小企業へのサービス提供に私的部門が参加し、利用者の必要にこたえるようになってきた。利用者の必要にこたえ、調整がとれ統合されたサービスが提供される傾向がみられる。提供主体側も統合された、分権的ネットワークを形成しているが、他方で、全国、地方などの機関も活動している。

中小企業にサービスを提供する機関として、以下

のものをあげている。

中小企業金融を容易にするサービス。 中小企業は、信用を供与され難い場合が多い。そのため、日本の公的中小企業専門金融機関のようなものから始まり、銀行融資のための信用保証制度、開発銀行、発展途上国などにみられる多様な金融方式を紹介している。これらは、貯蓄がなされ、経済的収支が償うものでないと持続しない。ベンチャー企業の場合は、自己資本が少なく、急速に発展を要するため、特別の困難がある。

ビジネス開発センター。 情報の提供、訓練コース、コンサルティングなどを業者団体などが実施している。総合的なもの、専門化したものがある。ILOが世界に60か所創立した生産性センターも、こうした機能を果たしている。

ビジネス・インキュベーターと共同利用施設。

インキュベーターは、保育器であり、創業支援、企業化準備支援の施設である。多数の事業の芽をもつ人、組織を収容して、共通の事務所サービス、作業場、技術その他各種の助言・支援サービスを提供し、一定期間の後、独立して営業できるようにするものである。独立にあたり、資金調達が出来るように、支援もする。90年代の初めに、世界に2000の施設があったと書かれている。

共同利用施設は、同業種で共同利用する、使用頻度の低い設備、デザイン施設、材料供給、訓練センターなどをもつものである。支援サービスを提供する場合もある。

工業団地とサイエンス・パーク。 工業団地には、インフラストラクチャーが整備され、地価（地代）も安い場合もある。共通のサービス・センターがあったり、コンサルタント・サービスがある場合もある。サイエンス・パークは、高度技術の事業が発展できることを目指し、多くは、大学、研究機関が隣接し、その新技術、高度の知識の応用が期待される、日本とアメリカが先鞭をつけた。現在相当の国に普及した。

中小企業支援の諸プログラムの目的と内容。ここでは、重要な各種プログラムを紹介し、論じている。第1は、企業間の関係を強化するプログラムである。競争激化により、個別企業単独では不利なため、大・小間の連携が、アウトソーシング、下請などの発展とそのなかでの、相互協力的関係の発展が展望されている。日本の元請・下請を例としてあげている。大・小間で、熟練や経験が移転する連携が意識的に進められている国もある。

小・小間の連携で競争力を強めているものもある。ノウハウの普及、集団としての規模の経済、グルー

プとして需要に応じた生産物間の切り替えが可能であること、共同で融資をうけうることなどのメリットがあり、事例が紹介されている。第2は、この発展とも考えられるが、部門として、政策的支援を行うプログラムがあげられている。やはり、環境の急速な変化に対応し、国際的関連で発展可能なことを考慮しつつ、フレキシビリティや革新を部門として実現することが目標となとしている。発展途上国ではILOの技術援助の経験もあるが、農民の自主性を引出しながら、農業関連の小規模業種を育成し、雇用増、地域向け企業を育成するといったものが例示されている。

第3は、フランチャイズिंग。アメリカの小売業で支配的である。危険の軽減、有効性の確立された方法を採用できることなどで、大企業と中小企業のメリットを結合し、よい仕事を創出してきた。第4は、国際化を支援するプログラム。中小企業も国際化の必要があり、数種類の具体的な自主活動が紹介されている。国際機関が支援するものもある。第5に、世界の地域を超えた協力の事例がある。

第6に、作業条件と生産性の向上プログラムとして、ILOのWISEという安いコストで両者を改善する方式を例示している。第7は、社会保護の促進策である。発展途上国における、社会保障の適用範囲の拡大、社会扶助の改善・拡大、自営業者の自助的社会保障などの例があげられている。第8以下に、女性、障害者、インフォーマル・セクターにおける、企業家の育成の障害と、支援策の事例が紹介されている。

統合された全体的調整の必要性。断片的規則、プログラム、組織が、どのレベルにおいても調整されていない傾向があり、政府部門がいくつも関連政策を行っている場合がある。私的活動やNGO活動もある。そこで、連絡調整委員会などによる政策の調整、統合化の動きも、いくつかの国で起こっている。その際、全国レベルでなく地域レベルで調整する例もある。

5 国際労働基準と中小企業。ほとんどのILO条約勧告は、規模にかかわらず、すべての労働者に適用される。しかし、適用の困難を想定して、特別の規定をしている勧告が二つある（職業上の安全と健康164号、アスベスト172号）。また、弾力性条項で、小企業を適用除外しうることとしているものもある。雇用促進条約（168号）は、20人以上の規模の産業労働者の50%以上をカバーすべきこととしている。雇用終了条約（158号）は、労使団体と協議の上、雇用規模で特別の困難のある場合、適用除外等ができる。

他方、中小企業を雇用促進の関連で、重視している文書がある。上記168号条約は前文で言及している。もっとも、関連の深いのは、雇用政策条約（122号、日本批准）である。その条文中で直接中小企業について言及されていないが、専門家委員会は、生産的で自由に選択された完全雇用に中小企業が大きな役割を果たすことを指摘した。1964年のこの条約と関連勧告を補足する、1984年の雇用政策（補足）勧告（169号）は、小企業に焦点をおいている。その内容も、今回の勧告と共通するところが少なくない。

その他、協同組合勧告（127号）、中小企業における訓練についての規定をもつ人的資源開発勧告（150号）が中小企業における雇用促進に関連した規定をもっている。

6 主要主体の役割。

1) 政府 政府に中心的責任がある。良好な経済環境を作り出すため、3の中程でふれた基本政策を講じたり、また、激変する世界経済の動向を判断する諮問機関が必要になる。企業家精神、社会的基準を守る態度を醸成すること、社会的に不利なグループの支援計画を作ること、ハイレベルの戦略的計画と調整、またそれを担う組織の設置、これによる広い範囲の政策と規制の枠組みの形成、4であげた諸組織等の形成や支援がある。

なお、急激な変化に中小企業群が対応するには、地域中心的、弾力的に行動することが必要である。私的主体、団体、金融組織などが、活動し、政府は支援する立場に立つこと、中小企業サービス機関の運営に、民間の代表が参加することも望まれる。

急速な変化に伴う不確実性、当事者間の予想される利害の調整、各種団体間の合意の取付けは政府の役割である。中小企業の促進、雇用創出とその多様な関連計画の樹立推進には、種々の条件のもとで、コンセンサスがあることが望ましい。その事例として、日本の審議会方式が紹介されている。地域レベルでも、同様に合意による事業が必要であり、その例もある。

2) 使用者団体、民間団体。これらは、その活動を拡大する傾向にある。（ILOに代表を出しているような）使用者団体の小企業組織率は一般的に低く、発展途上国では、特にそうである。これは、団体のもたらす利益に無知であったり、参加の余裕がなかったり、組織化の努力不足によるものである。使用者団体は、政府に対して企業家の立場から助言したり発言したりでき、そうしている団体もある。中小企業に影響のある審議会などに、労働者団体とともに参加している。

低生産性、品質に関する無関心は、しばしば、中小企業の競争力の障害であるが、使用者団体も参加して、改善のキャンペーンをしている例もある。使用者団体は、しばしば、訓練、助言、情報、信用などの直接サービスを提供している。使用者団体が、労働団体とともに、地域の中小企業支援組織の運営に参加している場合もある。使用者団体と業種団体は、情報、最善の方法の普及に貢献している。

3) 労働団体も、伝統的活動以外で、中小企業の発展に寄与する活動ができる。発展途上国では、中央労働組織の組織率は低いが、インフォーマル・セクター、自営業主を含めて組織化をすすめている国もある。

労働団体としては、中央、地域レベルなどの中小企業関連の審議会等に参加し、雇用促進、構造変革にあたっての、社会保護や再訓練などを確保するよう発言したりしている。また、労働団体が、直接雇用増加に連なる事業（C G I Lの新企業、協同組合支援事業など）に取り組んでいる例もある。中小企業に直接サービスを提供する組織の運営に参加している場合もある。使用者団体とともに、品質、生産性を改善するキャンペーンを行う例もある。

4) 国際機関その他。国際機関としては、政策、プログラム、方法などの優れたものの情報提供、各国および国際組織の連携（人材、教材、研究成果の交換、提供や会合）、商業上の連携が成立するように支援すること、関連事項についての、各国および国際的データベースの形成、利用促進などの活動がなされている。

I L Oとしては、中小企業の雇用促進にむけて、三者構成の特徴を活かし、多くの活動をしている。その他、政府に対する企業発展と社会的改善に関する助言、労使団体がこの分野で活躍できるような支援、このテーマに関する国際比較研究、技術援助（地域における、訓練、コンサルタント活動、信用、情報や市場へのアクセスなどにつき中小企業を支援するプログラム）、三者構成アプローチによる、中小企業発展と労働条件、児童労働等の分野における基準遵守のモニタリング、戦乱やその他の困難にあった地域や、社会的に不利な地位にある人びとの当面する問題を軽減するための、中小企業の役割の研究など。

以上の詳細な叙述に付属して、中項目で32からなる、質問書が書かれた。これらは勧告と同じ6部編成であり、個別の質問も、結果からみれば、勧告の各パラグラフと概ね対応している。質問書への回答が、

85回総会レポートV(2)でまとめられ、その報告書の末尾に、勧告第1次草案ないし、討議のポイントである文章が準備され、第1次の実質討議は、これを基礎として、委員会でおこなわれた。これらの手順は、規則で決まっているものである。

85回総会 委員会討議 主要論点

第1次討議は、波乱を含む討議であった。これにより、対立点が相当克服され、第2次討議は、第1次に比べ、平穩に審議が進んだといえよう。

第1次討議の主な論争点などについて述べる。委員会開会にあたり、事務局側から説明があり、I L Oとしては、これまで、中小企業の促進などの事業をおこなってきたが、包括的で一貫性のある指針が必要であること、世界的に、大企業の雇用が削減傾向にあるなか、中小企業は、質的に多様であるが、雇用創出の期待が集まっていることなどで、この議題が取上げられたこと、質問への回答では、フレキシブルで、多様な状態に対応できるため、勧告形式を望む意見が支配的であったことなどが、報告された。

慣例により、最初に、一般討議が行われ、その後、ポイント順の討議となった。一般討議では、労使、各国の当初のスタンスが示されたり、諸国の政策の紹介があり興味深い。労働者側代表は、勧告形式を支持すること、大多数の労働者は中小企業に属するが、良い労働条件、社会保護など雇用の質は、勧告の統合された内容となるべきであること、児童労働を用いないようにすべきことなどを、述べた。しかし、中小企業の効率、競争力などは、質の確保に役立つ趣旨の発言もした。

使用者側代表は、長い意見表明をした。失業への関心から、中小企業に期待が寄せられている。中小企業は労働集約的で、ローカルな資源を活用できること、また、動的に変化に対応でき、革新的であるなどの利点をもつから、その成長を妨げないよう審議してほしいとした。事業一般にとっても良好な、発展促進的な環境が中小企業にとっても望ましい。しかし、中小企業目的のインセンティブや政府の政策も有用である。発展促進的な環境は、政治の安定、市場経済の受容、有効な一貫した経済政策、適切な投資誘因、官僚制の打破、人的資源への投資などである。雇用増大には、企業の競争力、フレキシビリティ、生産性が不可欠である。I L Oはこれまで、そうしてきたように、中小企業が競争力をもつよう技術援助をしてゆく必要がある。およそ、以上のような趣旨を述べた。

日本政府代表は、中小企業の雇用における重要性を指摘し、提案された結論案を支持するとした。ア

アメリカ政府は、良い雇用の創出は、環境による。競争は生産性を高め、企業家精神は、雇用創出に寄与する。規制は限度を超えると革新を阻害する。動態的経済では、拡大する企業がある反面縮小するものもでる。ILOには、これまで、統一性ある基準がなかったので、提案された結論案は審議の出発点となるなどと述べた。その他、多くの政府が発言した。

A 提案された結論案の討議。文書の形式を勧告にすることは、一部に反対があったのみで合意された。

B 前文について、関連のある条約・勧告、86年決議などに言及する原案に対して、使用者側からあまり批准されておらず負担を増やすようなILO文書には言及をやめ、前進的、積極的なものとすべきであるとの提案があり、慣例に反するとの反論、労働側から、基本条約に触れることがぜひ必要であるなどの反論があり、結局、作業委員会をにおいて審議することとする異例の展開となった。作業委員会の提案は、委員会の終わり頃なされ、各種関連条約・勧告を引用するとともに、中小企業による雇用創出の重要性、特に市場経済の発展と一体的であることなどに言及することとなり、勧告前文の骨格が固まった。

C 定義、目的、範囲。従業員数、その他各国の社会、経済的条件に応じて適切な基準で中小企業を、各国が定義する原案であった。原案の詳細な基準例への言及を削除し、簡単化しよう使用者側から要求があり、労働側も同意した。統計目的の定義との整合性をとりうることにした。

中小企業が果たすべき、基本的役割を認め、促進するため、加盟国が採用することが望ましい施策として、自由に選択された生産的な完全雇用など、10項目が案に掲げられていた。完成した勧告で2(d)となった条項が加わったほか、労働側の強い主張で、団結権について言及しようとして、労使を中心にかんりの論議があった。結局ここには労働側要求は入らなかった。

適用範囲をすべての分野、所有形態いかにかわらず適用するとの原案に対し、特定分野を除外しようとする提案、ミクロ企業に言及すべしとの発言などがあったが、変更されなかった。論議の過程で、労働側主張で、後に勧告3となった政策実施機構をもつべきことなどの内容を持つ条項が追加された。

D 政策と法的枠組み。この部分では、マクロ経済の基本政策、市場経済の基礎をなす事項と社会労働法令を確立すること、中小企業諸政策を展開すべきことを中心として、原案に5ポイントあげられていた。最初の基本条項(ポイント7)で、使用者

側は、市場原理に明確に言及することを試みたが、投票で敗れた。労働者側は、雇用の構造調整の影響について提案し、長い論議がなされたが、ここでは実現しなかった。上記ポイントの具体化で、課税について、使用者側は削除、労働側は、一般的には中小企業への優遇的課税は、不適切な補助になるとの(日本の常識からは、新しい感覚の)意見で、取扱いには起草委員会に委ねられ、勧告6(a)(i)にある「公正な課税」で落ち着いた。日本政府は、国内法への配慮からと思われるが、ポイント8で、労働法を等しく適用することにつき、自営業主を除くよう提案したが、労使が反対し、原案どおりとなった。

新しく児童労働の禁止を加えるべきであると、カナダ提案があり、EU数が国が支持、労使も支持して、(c)項が加えられた。ポイント9のなかで、労働社会法令の見直しに関する条項について、労働側は、大幅修正する提案を行ったが、微調整にとどまった。しかし、中小企業労働者への社会保護の拡張、社会保障規定の遵守の新条項(勧告7(3)(c)の原型)の挿入に成功し、労働側の権利擁護の主張を実現した。原案のポイント11は、適当な場合、政策、規制などを地方、地区レベルに降ろすことを規定したものであるが、種々議論の上、削除された。

E 企業文化の発展。新しい課題の提起であったが、相当な論議があった。労働側は、タイトルで「倫理」に言及し、企業の社会的責任を明らかにすることや、労働条件、労働者の権利を中小企業の責任として掲げようとしたが、他の箇所では言及があることや、雇用創出の目的に合わないとして、使用者側の反対があり紛糾した。局面を代えつつ争われ、書替えがかなりなされた。原案(2)はかなり修正された。新たな(2)として生涯学習が入った。その他、文言修正もかなりあった。しかし、原案の骨格・内容は、基本的に維持されたと言える。

F 有効な中小企業サービス制度の発展。ここでは、原案は、競争力を高め、雇用創出に寄与できる17項目に及び、中小企業に対する直接サービスと、そのほか特に金融をあげ、組織上、実施上考慮すべきこと、生産性と労働条件の向上などについて述べている。審議では、政府のみでなく、民間もサービスを提供することに変更したこと、列挙されていたサービスに新規追加があり、豊富化、体系化した。特に、労働法制、労働者の権利などに関する援助、サービスが加えられた。また、方法に関して、サービス提供にあたり労使団体も関与することなどかなりの変更がなされた。論争をへて、政府は、労働保護法を均等に適用することによる雇用条件の向上の

政策をとるべきであるとする勧告15の骨子となった規定が新たに挿入された。政府と中小企業のコミュニケーションの重要性がEUから指摘され、規定も挿入された。

G 労使団体の役割。 原案では、代表的労使団体の果たすべき役割について、多数の事項が列挙されていたポイント18のほか、労働団体については、中小企業の労働者の社会保護に関する、助言に関するポイント19と、労使団体による、中小企業の組織化についてのポイント20があった。ポイント19が18と統合され、労働側要請などで、多少の修正がなされた。ポイント20では、論争をへて、労働側の主張である、結社の自由を尊重して、との表現が入ることによって決着した。あまり大きな原案の変更はなかった。

H 国際協力。 国際協力できる諸分野について、列挙された原案のポイント18は、文言の修正があったが、ほぼ原案のままとなった。統計を比較する際、ジェンダー表示をとまなうようにすること、女性経営者に言及すること、その他が修正の内容であった。ポイント22は、他の国際機関の政策とこの勧告の関連に関するものであったが、審議を第2次討議に送ることとした。なお、これは、IMF、世界銀行などの要求する政策と社会的考慮のある、ILOの政策が矛盾することが少なくなく、従来から、ILOとして問題としてきたところと関連する。なお、第2次討議で、最終的には、完成した勧告を優先し、適切なときはこれら国際機関と協力することとなった。

85回総会 全体会議

委員会で完成された、結論案が全体会議に上程され、最初に、正規のレポーターに代わり、カナダ政府の代表から、全体を要領よく総括する報告がなされた。委員会は、中小企業が雇用創出のほか、多くの点で重要な役割を果たし、他の分野と結合して、フレキシブルな経済の基礎をなしていると認め、また、中小企業は、女性や不利な立場にある人びとにより雇用機会となりうることを認めた。委員会は、ILOの基本条約（結社の自由など）の尊重を促すことにより、質の高い雇用が実現されると考えた。これは、児童労働をなくす努力とも平行するものである。質のよい雇用には、三者の協同行動が必要であると、委員会は認めた。全体的政策と、法的枠組みについては、安定性と中小企業の視点からの見直し論点となった。また、イニシアティブ、生産性、環境、良好な労使関係を含む企業文化の発展もそうであった。中小企業に対する、一連の有効なサ

ービスや、労使団体の役割、国際協力についても指針を定めることができた。これは、勧告を完成する、出発点となると考える。

使用者側副議長は、失業率の高い諸国で、雇用創出は重要な課題であり、中小企業に希望が託されている。中小企業は、雇用のほか、GDP、輸出などにも寄与している。中小企業は国の負担なしに成長し、国民経済の成長は、相伴って起こり、一人当りの所得、健康、教育などの向上となる。中小企業には、グローバリゼーションのもとで、フレキシビリティ、高い品質、生産性、競争力の4つが必要で、この文書をつくる際の課題である。企業一般と中小企業は同じ環境で発展できる。そこで、使用者としては、柔軟な枠組み、発展を可能とする枠組みを特に強調する。提案した結論は、この枠組みと企業文化の創造を助けるものである。また、提案した結論は、フレキシブルな要素も持っているが、労働団体や国際機関の役割も認めている。政府は、事業にとり好ましい環境を作り、企業家精神を奨励すべきであるし、労働団体も中小企業の成長を支援しうる。ILOはこの分野で先進的に行動してきたが、われわれの結論案でも、それを支持している。以上のような趣旨を述べた。この発言は、委員会初めの、一般討議における発言と矛盾するところはなく、使用者側としては、基本的に結論に満足していたことが推測される。

労働者側副議長の発言。中小企業は、世界の雇用の大部分を占め、女性や、社会的不利なひとびとに雇用の機会を与えている。労働側の関心は、この分野の雇用条件と社会保護の劣位、高い災害率、児童労働の使用などである。勧告案が、ILOの基本条約や安全健康条約に前文で言及していることに注目してほしい。案では、具体化施策と、実施機構を求めている。案はまた、中小企業に均等に法を適用すること、児童労働の国際基準を守ること、中小企業労働者に社会保護を拡大適用することを規定している。さらに、中小企業に対する有効なサービス機構として、労働者の権利擁護とジェンダーにおける平等を勧告し、労働市場で不利な条件にある人びとの支援、経済的社会的に前進的な構造変革、結社の完全な自由を規定している。労働者グループとしては、均衡のとれた勧告の制定に向かっていると考え、結論案の支持を要請したい。

委員会議長（ポーランド政府）が、自国の場合中小企業の発展なしには、社会主義経済からの移行は困難であり、先進国、発展途上国も同じであるとし

た。ポーランドの事情も紹介しつつ、国際的に整合性ある、政策や行動が必要で、労使もそれに協力してゆかなければならないと述べた。事務局の準備した分析は質が高く、委員会で参照された。前向きで、建設的な案にまとめられ、来年の審議に寄与できると思うと述べた。

続いて、インドとアメリカの使用者が発言したが、後者は、雇用創出に関係のないことになり、馬の前に馬車を置くという表現で、労働側の発言による修正や、官僚的事務処理に否定的な見解を述べた。全体会議は、委員会報告と、結論案を承認した。

総会后、事務局でこの結論を勧告案形式にまとめ、86回会議 レポート (1)として、各国に送られ、それに対する意見が求められた。その回答は、レポート (2A)としてまとめられ、また、それにより第2次討議の基礎となった勧告原案、レポート (2B)がつくられた。この間の修正は、おおむねテクニカルな性格のものである。

1998年 第86回総会 全体会議

委員会における実質的討議(これについては、シンポジウムでかなりふれられている)を終わり、勧告案がまとまって、全体会議で委員会報告と勧告案が審議され、承認された。議事は、通例のように、短いものであるが、そこでなされた報告、発言は、委員会審議を総括する性格もあると思われるので紹介する。レポーター(ノルウェー)は、勧告案のポイントをあげ、順調な審議経過であったことを報告し、勧告案の採択等を要請した。

委員会は、中小企業が、雇用創出についてはもちろん、カネ、モノの有効な動員の面でも重要性を増しており、経済のフレキシブル化などにも貢献していると認識した。この分野での、女性企業家の役割の重要性を認めた。また、中小企業は、不利な地位にある層の働き場になりうるものである。他方で、勧告案は、この分野で、基本的国際労働基準を尊重することにより、質のよい雇用創出となることを考えている。

中小企業の雇用創出のための政策などについては、委員会は、その促進に役立つ法的枠組みと創造性と雇用創出、生産性と調和的労使関係を促す文化を強調した。委員会は、中小企業を有効に支援するサービスを発展させる具体的諸指針に合意した。これは、労使団体の役割、国際協力も含むものである。

私は、勧告案が、包括的であるとともに、前向きのものであることに満足している。また、審議過程も、三者協力の優れた例であったことを喜びとする。

勧告案は、全員一致によるものである。

使用者側委員会副議長は、大要以下の様に述べ、勧告案の採択を要請した。雇用創出は、失業率の高い各国の最優先の課題である。失業は人的資源の浪費であり、社会的、政治的、経済的な次元で懸念を呼びおこしている。ここから、全般的にフレキシブルな枠組みにより、経済活動にとって好ましい環境

貯蓄、投資、中小企業の成長と雇用の創出といった、企業家精神の苗床となるような環境を形成することが考えられた。どの条約勧告も、フレキシブルで、普遍的に受け入れられ、行政的、経済的に実現可能でなければならないが、この勧告案は、これらの条件を満たしている。われわれは、雇用創出を推進するような文書が好ましいと考えており、次の新しい時代における繁栄のため、雇用創出による人びとの繁栄のため、最善を尽くして、勧告をまとめた。

急速に変化する環境では、フレキシビリティが時代の基本要求である。政策、教育訓練、品質等を扱う場合、政府、労使団体、企業、労働者が対応を求められる。

勧告案は、非常に包括的、弾力的である。企業、特に、中小企業は、経済における血液のようなものである。フレキシビリティ、競争力、品質、生産性は、企業の成功に不可欠である。これらすべての点が、勧告案で考慮されている。案はまた、ILOがこれまで行って来た、また、つづけて行ってゆくべき、中小企業による雇用創出、中小企業の発展についての役割を評価した。これにより、ILOは、失業との戦いを先導してきた。ILOはまた、すべての国にとり、目標となるような、文書をつくらうとしてきた。

今年、ILOが開始した、I S E P (International Small Enterprises Programme) は従来の努力を総合するもので、時宜にかなない、歓迎である。われわれは、勧告が、I S E Pの目的実現にも寄与できると確信している。勧告は、前進的、革新的、フレキシブルであり、これを支持する。

三者構成の精神に則り、協力して、中小企業の雇用を創出し、世界中の労働者の生活水準を向上するよう、行動しなければならない。

労働者側委員会副議長も、労働者側を代表して、勧告案等を支持し、これが採択されるよう呼掛けた。中小企業は、大多数の労働者の職場となっており、勧告は、世界の労働者の大部分と支援を必要とする労働者に影響する重要なものである。発展途上国、先進国を問わず、労働条件、労働者保護は、中小企業において、大企業より劣っている。各種の労働者

保護のルールが中小企業に及んでいない。多くの国で、ILOでもっとも基礎的な団結権が中小企業分野で、伝統的に認められてこなかった。多くの国において、安全健康の国家的基準の適用が、企業規模により違っている。他方、世界の2500万の児童が、中小企業で雇用されている。

そこで、労働者側としては、勧告が、この分野の基本的労働条件の改善に寄与すべきことを、最初に主張した。このことの重要性について、委員会の相手側を説得できたことは喜ばしい。勧告で重要ないくつかの点について述べる。

もっとも重要な原則は、中小企業と大企業労働者の、完全に平等な待遇である。生産的で持続可能な雇用と十分な社会的条件に関する政策に関するパラグラフ6(1)(b)において、ILO加盟国が、中小企業における雇用の質を高めるため、労働法規を差別なく適用すべきであると規定した。

この規定にかんがみ、他の多くの分野で、政府はその実現を求められる。もっとも重要なのは結社の自由に関するものである。87号、98号条約の労働組合に関わる法令を、政府は審査し、必要な場合、中小企業分野に完全に適用すべきである。政府による、中小企業労働者の条件改善対策は、女性の差別禁止、その他の労働諸条件にも及ぶこととなる。

児童労働については、前文と、パラグラフ6(1)(c)で言及されており、加盟国は、138号条約により、児童労働を廃止しなければならない。われわれは、使用者グループが、この明確・有効な規定を強く支持したことを評価する。

パラグラフ8は、アジアの危機に関連し、労働者グループが提案したものである。経済的な困難の時期には、政府は、強力・有効な援助を中小企業に対して行うべきであるとの内容である。このパラグラフは、ILOが、世界の状況変化に迅速に対応出来る能力をもつことを示したものと、我々は考える。

最後のパラグラフは、ILOと他の国際組織との間の政策適用の整合性を求めているものであることを指摘しておきたい。加盟国がこの勧告を行う場合、例えば世界銀行が、ILOの社会的内容の政策の影響を次第にうけるようになるよう促す規定である。

重要なことは、この勧告のフォローアップである。すべての政府が、これを真剣にうけとめ、急ぎかつ有効に実施することが必要である。

委員会議長(ポーランド)は、審議経過を顧み、前回かなりの整理がなされたこと、事務局の努力で、三者構成の対話としても、テクニカルにも高いレベルの論議がなされ勧告案ができたこと述べた。

すぐれた審議の経過の質は、果実としての勧告に

現れている。勧告では、中小企業における雇用創出について、広範囲の量・質にかかわる、価値や原則が均衡している。勧告は、この主題に関するすべての重要な問題についての有用な指針を含んでいる。これはまた、一般原則とフレキシビリティと詳細な諸目標の微妙なバランスを実現している。

勧告は、中小企業の定義をおこなわず、各国が、労使団体と協議して、その国にとり適切な基準で決めることとしている。勧告はまた、積極的雇用政策を含む経済政策、労働法令の差別なき適用、児童労働の禁止を結合している。勧告は、ビジネス文化の発展、有効な支援サービスの枠組み、労使団体の果たすべき役割、国際協力の展開を規定している。

私は、加盟国が、仕事の創出、質の高い仕事を中小企業分野で促進する努力をするにあたり、この勧告が助けになると、確信している。

世界は相互依存と、競争の、グローバリゼーションのもとにあり、雇用創出には、革新的手段が必要である。われわれは、21世紀の必要に適合した文書をつくることのできたことを誇りに思う。しかしながら、勧告に含まれている原則や価値がいかに適用されるかで、われわれの審議が成功であったかどうか明らかにされる。勧告がそれぞれの国で実現されるようにするのは、われわれの(政府代表の)責任であると、私は考えている。ILOも可能なかぎり、勧告のフォローアップをしてほしい。ILOがISEPを開始したことは、この勧告の適用を支援する意義もあり、歓迎する。

終わりに、中小企業における雇用の創出は、発展途上国、先進国を含む、ILO加盟国全体の課題であることを強調しておきたい。

討議では、アメリカ政府代表のみが、発言し、勧告案の支持を表明した。雇用創出の促進について、また、中小企業が発展できる、多くの考え方を提起したことを評価した。また、勧告が、アメリカの経験等に照応しているとの含みで、いくつかの、アメリカらしい考え方を述べたり、事例を紹介したりした。グローバリゼーションは、中小企業にとっても、新しい機会であること、アメリカでは、こうした中小企業が、多くの雇用を創出したこと(他方、失敗した企業もあり、セーフティ・ネットを必要としたこと)、中小企業は新しいアイデアと新技術の源泉であること、企業家文化がこれまでの、アメリカの繁栄を支える要素であったこと、アメリカでは女性企業家も多いことなどである。また、前文の最初に、個人、家族、地域社会、国の福祉(well-being)を追求する必要という認識を示すことができたことを評価した。

全体会議は、委員会報告を承認し、勧告案を採択した。その後、記録投票という最終手続きがあるが、賛成403、棄権4で勧告は成立し、189号勧告となった。日本は三者とも賛成投票した。棄権は、ニュージーランドとボリビアの政府である。規制緩和の成功モデルとみなされてきた、ニュージーランド政府代表は、第1次討議のなかの一般討議で、中小企業のみを対象とした勧告には反対で、すべての企業が発展できるようにすることが雇用創出になるとし、労働市場の開放、資本市場の全面的規制緩和、競争の促進などが必要であると論じていた。これが、棄権の理由であろう。(嶺 学)

資料 Recommendation 189. RECOMMENDATION CONCERNING GENERAL CONDITIONS TO STIMULATE JOB CREATION IN SMALL AND MEDIUM-SIZED ENTERPRISES

Recommendation 189
RECOMMENDATION CONCERNING GENERAL
CONDITIONS
TO STIMULATE JOB CREATION IN SMALL
AND MEDIUM-SIZED ENTERPRISES

The General Conference of the International Labour Organization,

Having been convened at Geneva by the Governing Body of the International Labour Office, and having met in its Eighty-sixth Session on 2 June 1998, and

Recognizing the need for the pursuit of the economic, social, and spiritual well-being and development of individuals, families, communities and nations,

Aware of the importance of job creation in small and medium-sized enterprises, Recalling the resolution concerning the promotion of small and medium-sized enterprises adopted by the International Labour Conference at its 72nd Session, 1986, as well as the Conclusions set out in the resolution concerning employment policies in a global context, adopted by the Conference at its 83rd Session, 1996,

Noting that small and medium-sized enterprises, as

a critical factor in economic growth and development, are increasingly responsible for the creation of the majority of jobs throughout the world, and can help create an environment for innovation and entrepreneurship,

Understanding the special value of productive, sustainable and quality jobs,

Recognizing that small and medium-sized enterprises provide the potential for women and other traditionally disadvantaged groups to gain access under better conditions to productive, sustainable and quality employment opportunities,

Convinced that promoting respect for the Forced Labour Convention, 1930, the Freedom of Association and Protection of the Right to Organise Convention, 1948, the Right to Organise and Collective Bargaining Convention, 1949, the Equal Remuneration Convention, 1951, the Abolition of Forced Labour Convention, 1957, and the Discrimination (Employment and Occupation) Convention, 1958, will enhance the creation of quality employment in small and medium-sized enterprises and in particular that promoting respect for the Minimum Age Convention and Recommendation, 1973, will help Members in their efforts to eliminate child labour,

Also convinced that the adoption of new provisions on job creation in small and medium-sized enterprises, to be taken into account together with:

(a) the relevant provisions of other international labour Conventions and Recommendations as appropriate, such as the Employment Policy Convention and Recommendation, 1964, and the Employment Policy (Supplementary Provisions) Recommendation, 1984, the Co-operatives (Developing Countries) Recommendation, 1966, the Human Resources Development Convention and Recommendation, 1975, and the Occupational Safety and Health Convention and Recommendation, 1981, and

(b) other proven ILO initiatives promoting the role of small and medium-sized enterprises in sustainable job creation and encouraging adequate and common application of social protection, including Start and Improve Your Business and other programmes as well as the

work of the International Training Centre of the ILO in training and skills enhancement, will provide valuable guidance for Members in the design and implementation of policies on job creation in small medium-sized enterprises,

Having decided upon the adoption of certain proposals with regard to general conditions to stimulate job creation in small and medium-sized enterprises, which is the fourth item on the agenda of the session, and

Having determined that these proposals shall take the form of a Recommendation;

adopts this seventeenth day of June of the year one thousand nine hundred and ninety-eight the following Recommendation which may be cited as the Job Creation in Small and Medium-Sized Enterprises Recommendation, 1998.

. DEFINITION, PURPOSE AND SCOPE

1. Members should, in consultation with the most representative organizations of employers and workers, define small and medium-sized enterprises by reference to such criteria as may be considered appropriate, taking account of national social and economic conditions, it being understood that this flexibility should not preclude Members from arriving at commonly agreed definitions for data collection and analysis purposes.

2. Members should adopt measures which are appropriate to national conditions and consistent with national practice in order to recognize and to promote the fundamental role that small and medium-sized enterprises can play as regards:

- (a) the promotion of full, productive and freely chosen employment;
- (b) greater access to income-earning opportunities and wealth creation leading to productive and sustainable employment;
- (c) sustainable economic growth and the ability to react with flexibility to changes;
- (d) increased economic participation of disadvantaged and marginalized groups in society;
- (e) increased domestic savings and investment;
- (f) training and development of human resources;
- (g) balanced regional and local development;
- (h) provision of goods and services which are better adapted to local market needs;
- (i) access to improved quality of work and working

conditions which may contribute to a better quality of life, as well as allow large numbers of people to have access to social protection;

- (j) stimulating innovation, entrepreneurship, technology development and research;
- (k) access to domestic and international markets; and
- (l) the promotion of good relations between employers and workers.

3. In order to promote the fundamental role of small and medium-sized enterprises referred to in Paragraph 2, Members should adopt appropriate measures and enforcement mechanisms to safeguard the interests of workers in such enterprises by providing them with the basic protection available under other relevant instruments.

4. The provisions of this Recommendation apply to all branches of economic activity and all types of small and medium-sized enterprises, irrespective of the form of ownership (for example, private and public companies, cooperatives, partnerships, family enterprises, and sole proprietorships).

. POLICY AND LEGAL FRAMEWORK

5. In order to create an environment conducive to the growth and development of small and medium-sized enterprises, Members should:

- (a) adopt and pursue appropriate fiscal, monetary and employment policies to promote an optimal economic environment (as regards, in particular, inflation, interest and exchange rates, taxation, employment and social stability);
- (b) establish and apply appropriate legal provisions as regards, in particular, property rights, including intellectual property, location of establishments, enforcement of contracts, fair competition as well as adequate social and labour legislation;
- (c) improve the attractiveness of entrepreneurship by avoiding policy and legal measures which disadvantage those who wish to become entrepreneurs.

6. The measures referred to in Paragraph 5 should be complemented by policies for the promotion of efficient and competitive small and medium-sized enterprises able to provide productive and sustainable employment under adequate social conditions. To this end, Members should consider policies that:

- (1) create conditions which:
 - (a) provide for all enterprises, whatever their size or

type:

- (i) equal opportunity as regards, in particular, access to credit, foreign exchange and imported inputs; and
 - (ii) fair taxation;
- (b) ensure the non-discriminatory application of labour legislation, in order to raise the quality of employment in small and medium-sized enterprises;
- (c) promote observance by small and medium-sized enterprises of international labour standards related to child labour;
- (2) remove constraints to the development and growth of small and medium-sized enterprises, arising in particular from:
- (a) difficulties of access to credit and capital markets;
 - (b) low levels of technical and managerial skills;
 - (c) inadequate information;
 - (d) low levels of productivity and quality;
 - (e) insufficient access to markets;
 - (f) difficulties of access to new technologies;
 - (g) lack of transport and communications infrastructure;
 - (h) inappropriate, inadequate or overly burdensome registration, licensing, reporting and other administrative requirements, including those which are disincentives to the hiring of personnel, without prejudicing the level of conditions of employment, the effectiveness of labour inspection or the system of supervision of working conditions and related issues;
 - (i) insufficient support for research and development;
 - (j) difficulties in access to public and private procurement opportunities.
- (3) include specific measures and incentives aimed at assisting and upgrading the informal sector to become part of the organized sector.

7. With a view to the formulation of such policies Members should, where appropriate:

(1) collect national data on the small and medium-sized enterprise sector, covering inter alia quantitative and qualitative aspects of employment, while ensuring that this does not result in undue administrative burdens for small and medium-sized enterprises;

(2) undertake a comprehensive review of the impact of existing policies and regulations on small and medium-sized enterprises, with particular attention to the impact of structural adjustment

programmes on job creation;

(3) review labour and social legislation, in consultation with the most representative organizations of employers and workers, to determine whether:

- (a) such legislation meets the needs of small and medium-sized enterprises, while ensuring adequate protection and working conditions for their workers;
- (b) there is a need for supplementary measures as regards social protection, such as voluntary schemes, cooperative initiatives and others;
- (c) such social protection extends to workers in small and medium-sized enterprises and there are adequate provisions to ensure compliance with social security regulations in areas such as medical care, sickness, unemployment, old-age, employment injury, family, maternity, invalidity and survivors' benefits.

8. In times of economic difficulties, governments should seek to provide strong and effective assistance to small and medium-sized enterprises and their workers.

9. In formulating these policies, Members:

(1) may consult, in addition to the most representative organizations of employers and workers, other concerned and competent parties as they deem appropriate;

(2) should take into account other policies in such areas as fiscal and monetary matters, trade and industry, employment, labour, social protection, gender equality, occupational safety and health and capacity-building through education and training;

(3) should establish mechanisms to review these policies, in consultation with the most representative organizations of employers and workers, and to update them.

. DEVELOPMENT OF AN ENTERPRISE CULTURE

10. Members should adopt measures, drawn up in consultation with the most representative organizations of employers and workers, to create and strengthen an enterprise culture which favours initiatives, enterprise creation, productivity, environmental consciousness, quality, good labour and industrial relations, and adequate social practices which are equitable. To this end, Members should consider:

(1) pursuing the development of entrepreneurial attitudes, through the system and programmes of edu-

cation, entrepreneurship and training linked to job needs and the attainment of economic growth and development, with particular emphasis being given to the importance of good labour relations and the multiple vocational and managerial skills needed by small and medium-sized enterprises;

(2) seeking, through appropriate means, to encourage a more positive attitude towards risk-taking and business failure by recognizing their value as a learning, experience while at the same time recognizing their impact on both entrepreneurs and workers;

(3) encouraging a process of lifelong learning for all categories of workers and entrepreneurs;

(4) designing and implementing, with full involvement of the organizations of employers and workers concerned, awareness campaigns to promote:

- (a) respect for the rule of law and workers' rights, better working conditions, higher productivity and improved quality of goods and services;
- (b) entrepreneurial role models and award schemes, taking due account of the specific needs of women, and of disadvantaged and marginalized groups.

. DEVELOPMENT OF AN EFFECTIVE SERVICE INFRASTRUCTURE

11. In order to enhance the growth, job-creation potential and competitiveness of small and medium-sized enterprises, consideration should be given to the availability and accessibility of a range of direct and indirect support services for them and their workers, to include:

- (a) business pre-start-up, start-up and development assistance;
- (b) business plan development and follow-up;
- (c) business incubators;
- (d) information services, including advice on government policies;
- (e) consultancy and research services;
- (f) managerial and vocational skills enhancement;
- (g) promotion and development of enterprise-based training;
- (h) support for training in occupational safety and health;
- (i) assistance in upgrading the literacy, numeracy, computer competencies and basic education levels of managers and employees;
- (j) access to energy, telecommunications and

physical infrastructure such as water, electricity, premises, transportation and roads, provided directly or through private sector intermediaries;

- (k) assistance in understanding and applying labour legislation, including provisions on workers' rights, as well as in human resources development and the promotion of gender equality;
- (l) legal, accounting and financial services;
- (m) support for innovation and modernization;
- (n) advice regarding technology;
- (o) advice on the effective application of information and communication technologies to the business process;
- (p) access to capital markets, credit and loan guarantees;
- (q) advice in finance, credit and debt management;
- (r) export promotion and trade opportunities in national and international markets;
- (s) market research and marketing assistance;
- (t) assistance in product design, development and presentation;
- (u) quality management, including quality testing and measurement;
- (v) packaging services;
- (w) environmental management services.

12. As far as possible, the support services referred to in Paragraph 11 should be designed and provided to ensure optimum relevance and efficiency through such means as:

- (a) adapting the services and their delivery to the specific needs of small and medium-sized enterprises, taking into account prevailing economic, social and cultural conditions, as well as differences in terms of size, sector and stage of development;
- (b) ensuring active involvement of small and medium-sized enterprises and the most representative organizations of employers and workers in the determination of the services to be offered;
- (c) involving the public and private sector in the delivery of such services through, for example, organizations of employers and workers, semi-public organizations, private consultants, technology parks, business incubators and small and medium-sized enterprises themselves;
- (d) decentralizing the delivery of services, thereby bringing them as physically close to small and medium-sized enterprises as possible;
- (e) promoting easy access to and integrated range of

effective services through "single window" arrangements or referral services;

- (f) aiming towards self-sustainability for service providers through a reasonable degree of cost recovery from small and medium-sized enterprises and other sources, in such a manner as to avoid distorting the markets for such services and to enhance the employment creation potential of small and medium-sized enterprises;
- (g) ensuring professionalism and accountability in the management of service delivery;
- (h) establishing mechanisms for continuous monitoring, evaluation and updating of services.

13. Services should be designed to include productivity-enhancing and other approaches which promote efficiency and help small and medium-sized enterprises to sustain competitiveness in domestic and international markets, while at the same time improving labour practices and working conditions.

14. Members should facilitate access of small and medium-sized enterprises to finance and credit under satisfactory conditions. In this connection:

(1) credit and other financial services should as far as possible be provided on commercial terms to ensure their sustainability, except in the case of particularly vulnerable groups of entrepreneurs;

(2) supplementary measures should be taken to simplify administrative procedures, reduce transaction costs and overcome problems related to inadequate collateral by, for example, the creation of non-governmental financial retail agencies and development finance institutions addressing poverty alleviation;

(3) small and medium-sized enterprises may be encouraged to organize in mutual guarantee associations;

(4) the creation of venture capital and other organizations, specializing in assistance to innovative small and medium-sized enterprises, should be encouraged

15. Members should consider appropriate policies to improve all aspects of employment in small and medium-sized enterprises by ensuring the non-discriminatory application of protective labour and social legislation.

16. Members should, in addition:

(1) facilitate, where appropriate, the development of organizations and institutions which can effectively support the growth and competitiveness of small and medium-sized enterprises. In this regard, consultation with the most representative organizations of employ-

ers and workers should be considered;

(2) consider adequate measures to promote cooperative linkages between small and medium-sized enterprises and larger enterprises. In this connection, measures should be taken to safeguard the legitimate interests of the small and medium-sized enterprises concerned and of their workers;

(3) consider measures to promote linkages between small and medium-sized enterprises to encourage the exchange of experience as well the sharing of resources and risks. In this connection, small and medium-sized enterprises might be encouraged to form structures such as consortia, networks and production and service cooperatives, taking into account the importance the role of organizations of employers and workers;

(4) consider specific measures and incentives for persons aspiring to become entrepreneurs among selected categories of the population, such as women, long-term unemployed, persons affected by structural adjustment or restrictive and discriminatory practices, disabled persons, demobilized military personnel, young persons including graduates, older workers, ethnic minorities and indigenous and tribal peoples. The detailed identification of these categories should be carried out taking into account national socio-economic priorities and circumstances;

(5) consider special measures to improve communication and relations between government agencies and small and medium-sized enterprises as well as the most representative organizations of such enterprises, in order to improve the effectiveness of government policies aimed at job creation;

(6) encourage support for female entrepreneurship, recognizing the growing importance of women in the economy, through measures designed specifically for women who are or wish to become entrepreneurs.

ROLES OF ORGANIZATIONS OF EMPLOYERS AND WORKERS

17. Organizations of employers or workers should consider contributing to the development of small and medium-sized enterprises in the following ways:

(a) articulating to governments the concerns of small and medium-sized enterprises or their workers, as appropriate;

(b) providing direct support services in such areas as training, consultancy, easier access to credit,

marketing, advice on industrial relations and promoting linkages with larger enterprises;

- (c) cooperating with national, regional and local institutions as well as with intergovernmental regional organizations which provide support to small and medium-sized enterprises in such areas as training, consultancy, business start-up and quality control;
- (d) participating in councils, task forces and other bodies at national, regional and local levels established to deal with important economic and social issues, including policies and programmes, affecting small and medium-sized enterprises;
- (e) promoting and taking part in the development of economically beneficial and socially progressive restructuring (by such means as retraining and promotion of self-employment) with appropriate social safety nets;
- (f) participating in the promotion of exchange of experience and establishment of linkages between small and medium-sized enterprises;
- (g) participating in the monitoring and analysis of social and labour-market issues affecting small and medium-sized enterprises, concerning such matters as terms of employment, working conditions, social protection and vocational training, and promoting corrective action as appropriate;
- (h) participating in activities to raise quality and productivity, as well as to promote ethical standards, gender equality and non-discrimination;
- (i) preparing studies on small and medium-sized enterprises, collecting statistical and other types of information relevant to the sector, including statistics disaggregated by gender and age, and sharing this information, as well as lessons of best practice, with other national and international organizations of employers and workers;
- (j) providing services and advice on workers' rights, labour legislation and social protection for workers in small and medium-sized enterprises.

18. Small and medium-sized enterprises and their workers should be encouraged to be adequately represented, in full respect for freedom of association.

In this connection, organizations of employers and workers should consider widening their membership base to include small and medium-sized enterprises.

. INTERNATIONAL COOPERATION

19. Appropriate international cooperation should be encouraged in the following areas:

- (a) establishment of common approaches to the collection of comparable data, to support policy-making;
- (b) exchange of information, disaggregated by gender, age and other relevant variables, on best practices in terms of policies and programmes to create jobs and to raise the quality of employment in small and medium-sized enterprises;
- (c) creation of linkages between national and international bodies and institutions that are involved in the development of small and medium-sized enterprises, including organizations of employers and workers, in order to facilitate:
 - (i) exchange of staff, experiences and ideas;
 - (ii) exchange of training materials, training methodologies and reference materials;
 - (iii) compilation of research findings and other quantitative and qualitative data, disaggregated by gender and age, on small and medium-sized enterprises and their development;
 - (iv) establishment of international partnerships and alliances of small and medium-sized enterprises, subcontracting arrangements and other commercial linkages;
 - (v) development of new mechanisms, utilizing modern information technology, for the exchange of information among governments, employers' organizations and workers' organizations on experience gained with regard to the promotion of small and medium-sized enterprises;
- (d) international meetings and discussion groups on approaches to job creation through the development of small and medium-sized enterprises, including support for female entrepreneurship. Similar approaches for job creation and entrepreneurship will be helpful for disadvantaged and marginalized groups;
- (e) systematic research in a variety of contexts and countries into key success factors for promoting small and medium-sized enterprises which are both efficient and capable of creating jobs providing good working conditions and adequate social protection;

(f) promotion of access by small and medium-sized enterprises and their workers to national and international databases on such subjects as employment opportunities, market information, laws and regulations, technology and product standards.

20. Members should promote the contents of this Recommendation with other international bodies. Members should also be open to cooperation with those bodies, where appropriate, when evaluating and implementing the provisions of this Recommendation, and take into consideration the prominent role played by the ILO in the promotion of job creation in small and medium-sized enterprises.

資料 中小企業における雇用創出の
奨励のための一般条件に関する
勧告（第189号）（仮訳）

国際労働総会は、
理事会によりジュネーブに召集されて、1998年6月2日に第86回会期として会合し、

各個人、家族、コミュニティー及び国家の経済的、社会的、精神的福祉追求の必要性を認識し、

中小企業における雇用創出の重要性に留意し、

1986年の第72回国際労働総会において採択された中小企業の促進に関する決議、及び1996年の第83回総会において採択された地球規模における雇用政策に関する決議に述べられた結論を想起し、

中小企業は、経済成長と発展の重要な要因として、世界のいたる所で多くの雇用の創出について責任がますます増大しており、革新と企業家精神に繋がる環境を創る支援ができることに留意し、

生産的で持続的な質の高い雇用に特別な価値があることを理解し、

中小企業は、女性及び他の伝統的に不利な条件を強いられてきたグループにより良い条件の下で生産的で持続的な質の高い雇用機会を得るための潜在的な可能性を提供することを認識し、

1930年の強制労働に関する条約、1948年の結社の自由及び団結権の保護に関する条約、1949年の団結権及び団体交渉に関する条約、1957年の強制労働の廃止に関する条約、及び1958年の雇用及び職業についての差別待遇に関する条約の尊重を促進することが中小企業における質の高い雇用の創出を促すこと

を確信し、また特に1973年の就業における最低年齢に関する条約及び勧告の尊重を促進することが、加盟各国の児童労働の撲滅に向けての努力にこたえるのに役立つことを確信し、

また、

(a) 1964年の雇用政策に関する条約及び勧告、1984年の雇用政策に関する（補足規定）勧告、1966年の発展途上にある国の経済的及び社会開発における協同組合の役割に関する勧告、1975年の人的資源開発における職業指導及び訓練に関する条約及び勧告、1981年の職業上の安全衛生及び健康並びに作業環境に関する条約及び勧告などの他の適切な国際労働条約及び勧告の関連する諸規定、

及び、

(b) 「あなたの仕事を開始し、改善しよう（Start and Improve Your Business）」計画及び、訓練と技術向上のためのILO国際訓練センターの活動を含む持続的な雇用創出における中小企業の役割を促進し、適切で普遍的な社会保護の適用を奨励するILOが主導する他の実績、

を考慮に入れ、中小企業における雇用創出に関する新たな規定の採択が、加盟各国の中小企業における雇用創出に関する政策の策定と実効において有効な指針を提供することを確信し、

本会期の議事日程の第4議題に中小企業における雇用創出を奨励するための一般条件に関する提案の採択を決定し、

この提案が勧告の形式をとることを決定して、

引用に際しては、1998年の中小企業における雇用創出勧告と称することができる次の勧告を1998年6月18日に採択する。

定義・目的・範囲

1 加盟国は、最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議の上、国内の社会的・経済的条件を考慮して適切と考えられる基準を参照することにより、中小企業を定義すべきであり、データの収集及び分析の目的のための共通に合意された定義に達するに当たって、この弾力的な扱いは、加盟国を妨げるものではないと理解する。

2 加盟国は、以下の事項に関し、中小企業が果たす基本的役割を認識し、また促進するために、国内条件に適合し国内慣行と合致する措置を講じるべきである。

(a) 完全に生産的、かつ自由に選択された雇用の促進

(b) 生産的で持続的な雇用に結びつく稼得の機

- 会及び富の創出の利用の拡大
- (c) 持続的な経済成長及び変化に柔軟に対応できる能力
 - (d) 社会において不利益を受け、あるいは取り残された集団の経済的参加の増進
 - (e) 国内貯蓄及び投資の拡大
 - (f) 人的資源の訓練及び開発
 - (g) 地域及び地方の均衡のとれた開発
 - (h) 地方の市場の要望に適合した物品及びサービスの提供
 - (i) より質の高い生活に寄与し、また多くの人々が社会的保護を受けることを可能にする改善された質の高い労働及び労働条件の利用
 - (j) 技術革新、起業家精神、技術開発及び調査の奨励
 - (k) 国内及び国際市場への参入
 - (l) 使用者と労働者との良好な関係の促進
- 3 第2項に述べられた中小企業の基本的な役割を促進するために、加盟国は、他の関連文書で定められている基本的な保護を中小企業の労働者に与えることにより、それらの労働者の利益を保護するための適切な措置及び施行手続きを講じるべきである。
- 4 この勧告の規定は、所有形態（例えば、民間会社・公営会社、協同組合、共同経営、家族企業、単独所有）を問わず、全ての経済活動部門及び全ての中小企業に適用される。

政策及び法的枠組み

- 5 中小企業の成長と発展を促す環境を創出するため、加盟国は次のことを行うべきである。
- (a) 最適な経済的環境を促進するために、適切な財政、金融、雇用政策（特に、インフレーション、利子及び為替レート、課税、雇用及び社会的安定に関して）を採用し、追求すること、
 - (b) 適切な法規制、特に知的財産と事業用地を含む財産権、契約の履行及び公正な競争と適切な社会的法令及び労働法令に関する法的規則を定め、適用すること、
 - (c) 起業家になることを欲する者に不利益を及ぼす政策や法的措置を避けることにより、起業家精神への誘因を向上させること。
- 6 第5項に述べられた措置は、十分な社会的条件の下で生産的かつ持続的雇用を提供できるような能率的で、競争力のある中小企業を振興するための政策によって補完されるべきである。この目的のために、加盟国は以下の諸施策を考えるべきである。

- (1) 以下の条件を創出すること。
 - (a) 規模及び形態の如何を問わず、すべての企業に対し、次のことを提供すること
 - (i) 特に、信用保証、外貨、輸入材料の利用に関する平等の機会
 - (ii) 公平な課税
 - (b) 中小企業の雇用の質を高めるために労働法令の差別のない適用を確保すること、
 - (c) 児童労働に関する国際労働基準の中小企業による遵守を促進すること、
 - (2) 特に、以下において発生する、中小企業の発展と成長にとっての制約を除去すること。
 - (a) 信用保証及び資本市場の利用の困難性
 - (b) 技術的能力及び経営能力の低水準
 - (c) 不十分な情報
 - (d) 生産性及び品質の低水準
 - (e) 不十分な市場への参入
 - (f) 新技術の利用の困難性
 - (g) 運輸・通信手段の欠如
 - (h) 雇用条件のレベル、労働監督及び労働条件関連事項の監督システムの効率性を阻害することなく、人員の採用を抑制するような不適切、不必要又は過重な登録・免許・届け出及び他の行政的要件、
 - (i) 不十分な研究開発に対する支援
 - (j) 公的及び民間の調達機会の利用の困難性
 - (3) 組織化された部門の一部にするため、インフォーマルセクターを支援し、格上げすることを目指す特別措置及び奨励策を含むこと。
- 7 このような政策の策定のために、加盟国は、適切な場合には次のことをすべきである。
- (1) 雇用の量的・質的面も含め、データの収集が中小企業に対する不当な行政的負担とならないように留意しながら、中小企業部門の国内データを収集すること。
 - (2) 現存の政策及び規則が中小企業に及ぼす影響について包括的な再検討を行うこと。特に構造的な調整計画が雇用創出に与える影響について注意を払うこと。
 - (3) 以下について判断するために、最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議の上、労働法令及び社会的法令を再検討すること。
 - (a) 労働法令及び社会的法令は、中小企業の労働者に対する適切な保護と労働条件を確保し、中小企業の必要性を満たしているか否か。
 - (b) 社会的保護に関する、任意制度、共済組合制度及び、その他の補助的措置の必要性があるか否か。

- (c) このような社会的保護が中小企業の労働者まで及んでいるかどうか、また医療、疾病、失業、老齢、労働災害、家族、出産、障害、遺族給付のような分野に社会保険の法規の遵守を確保する適切な規定があるかどうか。
- 8 経済的不況時に、政府は、中小企業及び、その労働者に強く効果的な支援を提供することに努力すべきである。
- 9 これらの政策の策定に際しては、加盟国は、
- (1) 最も代表的な使用者団体及び労働者団体に加え、必要と思われる場合には、関係があり権限を有する他の当事者とも協議することができる。
- (2) 財政及び金融問題、貿易及び産業、雇用、労働、社会的保護、男女平等、労働安全衛生及び教育訓練を通じた能力形成などの分野における他の政策も考慮に入れるべきである。
- (3) 最も代表的な使用者団体及び労働者団体との協議の上、これらの政策を再検討し、また更新する機構を設立すべきである。
- 企業文化の開発
- 10 加盟国は、最も代表的な使用者団体及び労働者団体との協議のうえ策定した、創意、企業創出、生産性、環境への配慮、品質、良好な労使関係、公平で十分な社会的慣行などを奨励する企業文化を創造し、強化するための措置をとるべきである。この目的のために、加盟国は以下のことを考慮すべきである。
- (1) 雇用の必要性和結びついた教育、起業家精神及び訓練の制度と計画を通じ、起業家的な態度の育成に務めること、また良好な労使関係及び中小企業で必要とされる多面的な職業的・経営的技能に特別な注意を払いながら、経済的成長と発展の達成に務めること。
- (2) リスクへの賭けや事業の失敗を学習経験としてその価値を認め、同時に起業家と労働者の双方に対するそれらの影響を認識しつつ、より積極的な態度でそれに立ち向かうことを勇気付けるよう、適切な手段を通じ、これを求めること。
- (3) すべての種類の労働者及び起業家に対して生涯学習の手順を奨励すること。
- (4) 関係する使用者団体及び労働者団体の全面的な参加を得て、以下を促進するため、意識運動を計画し、実行すること。
- (a) 法規の尊重及び労働者の権利、より良い労働条件、より高度な生産性及び物品・サービスの改善された品質
- (b) 女性の特別な要望及び不利益を受け取り残された集団に対して、然るべく配慮をした起業家の役割モデル、報奨制度。
- 効果的なサービス基盤の開発
- 11 中小企業の成長、雇用創出の潜在可能性及び競争力を高めるために、中小企業及びその労働者に対する、以下を含む直接・間節の領域にわたる支援サービスの有効性及び利用可能性についての検討がなされるべきである。
- (a) 事業の立ち上げ準備、立ち上げ及び開発支援
- (b) 事業計画の開発とフォローアップ
- (c) 事業のインキュベータ
- (d) 政府の政策に関する助言を含む情報サービス
- (e) コンサルタント及び調査サービス
- (f) 経営技能及び職業技能の向上
- (g) 企業単位での訓練の促進及び開発
- (h) 労働安全衛生における訓練の支援
- (i) 識字、数学的能力、コンピュータ使用能力及び経営者と従業員の基礎的教育水準の向上の支援
- (j) エネルギー・通信網及び、直接又は民間部門の仲介者を通じて提供される水道・電気・建物・輸送・道路などのような物的な基幹設備の利用
- (k) 労働者の権利に関する規定を含む労働法令の理解及び適用にあたっての援助、及び人的資源開発並びに男女平等促進への援助
- (l) 法律・会計、及び財務サービス
- (m) 技術革新及び近代化のための支援
- (n) 技術に関する助言
- (o) 事業プロセスへの情報・コミュニケーション技術の効果的な適用についての助言
- (p) 資本市場、信用保証及び融資保証の利用
- (q) 金融、信用保証、債務・債権管理についての助言
- (r) 輸出促進及び国内・国際市場における通商機会
- (s) 市場調査とマーケティングへの助言
- (t) 製品のデザイン・開発・提案に対する助言
- (u) 品質検査と測定を含む品質管理
- (v) パッケージング・サービス
- (w) 環境管理サービス
- 12 第11項で述べた支援サービスは、以下の手段を通じて、可能な限り最高の適合性と効率性を確保するよう計画され、提供されるべきである。

- (a) サービスとその提供を、一般的にいきわたっている経済・社会・文化的条件、並びに規模の相違、産業部門や発展段階の相違を考慮して、中小企業の特別の必要性に合致させること。
- (b) 提供されるべきサービスの決定にあたっては、中小企業及び最も代表的な使用者団体及び労働者団体の積極的な関与を確保すること。
- (c) このようなサービスの提供にあたっては、例えば使用者団体、労働者団体、半公営団体、民間コンサルタント、テクノロジー・パーク、ビジネス・インキュベーター及び中小企業自身を通じるなど、公共・民間部門を関与させること。
- (d) サービスの提供を地方へ分散させ、これにより物理的に中小企業に可能な限り接近させること。
- (e) 「窓口一本化」の手續又は照会サービスを通じて、統合された効果的なサービスの利用を促進すること。
- (f) 中小企業その他の諸団体から、妥当な程度の費用を回収することにより、このようなサービスの市場を歪めることを避け、中小企業の雇用創出力を高める方法で、サービス提供者の自立性の確立を目指すこと。
- (g) サービス提供の運営において、専門性と責任能力を確保すること。
- (h) サービスの継続的監視、評価、更新のための機構を確立すること。
- 13 サービスは、一方では労働慣行及び労働条件の改善を同時に行いながら、生産性の向上に加え、効率を促進し、中小企業が国内及び国際市場における競争力を維持するのに役立つような他の施策を含むように計画されるべきである。
- 14 加盟国は、中小企業が満足すべき条件で融資及び信用保証を利用できるようにすべきである。これに関連しては、
- (1) 信用保証及び他の金融サービスは、特に弱体の起業家集団の場合を除き、その持続性を確保するために、可能な限りコマーシャルベースで提供されるべきであり、
- (2) 行政手続きの簡素化、取引費用の軽減及び不十分な担保物件に関する問題を克服するための補足的な措置、例えば非政府系金融機関及び貧困の軽減を目指す開発金融機関の創設などによる措置が講じられるべきであり、
- (3) 中小企業が相互保証団体を結成することを奨励されることも可能であり、
- (4) 中小企業の革新を支援することに特化したベンチャーキャピタルや他の機関を創設することが奨励されるべきである。
- 15 加盟国は、保護的な労働及び社会法令の非差別的な適用を確保することにより、中小企業における雇用の全ての側面を改善するために必要な政策を検討すべきである。
- 16 さらに加盟国は、以下の措置を講ずるべきである。
- (1) 適切な場合には、中小企業の成長と競争力を効果的に支援する団体・制度の育成を行うべきである。これに関しては、最も代表的な使用者団体及び労働者団体との協議を考慮すべきである。
- (2) 中小企業と大企業との間の協力関係を促進するために十分な措置を検討すべきである。これに関連して、関係する中小企業及びその労働者の正当な利益を保護する措置が講じられるべきである。
- (3) 経験の交流及び資源と危険の分担を奨励するために、中小企業相互の関係を促進するための措置を検討すべきである。これに関連して、中小企業に対し、使用者団体及び労働者団体の役割の重要性に配慮しながら、企業連合 (consortia)、企業ネットワーク、役務提供型の協同組合 (service cooperatives) などの機関の設立を奨励することもできる。
- (4) 女性、長期失業者、構造調整又は制限的 (restrictive) 差別的慣行により影響を被った人々、障害者、復員軍人、新卒者を含む若年者、高齢労働者、少数民族、原住民及び種族民などの人口のうちの選ばれた範疇の人々の中で、起業家になることを熱望する者のための特別措置及び奨励策を検討すべきである。これらの範疇の詳細な指定は、国内の社会・経済的優先順位と状況を考慮して行うべきである。
- (5) 雇用創出を目指す政府の政策の効果を改善するために、政府機関と中小企業並びにこれらの最も代表的な団体との間の意思疎通と関係を改善する特別の措置を検討すべきである。
- (6) 経済における女性の重要性の増大に鑑み、起業家であるか若しくは起業家になることを希望する女性のために特に計画された措置により、女性企業家に対する支援を促進すべきである。
- 使用者団体及び労働者団体の役割
- 17 使用者団体及び労働者団体は、以下の手段における、中小企業の発展への貢献を検討すべきであ

- る。
- (a) 政府に対しては、場合に応じ、中小企業又はその労働者の関心を明確に表明すること、
 - (b) 訓練、コンサルタント、より簡易な信用保証の利用、マーケティング、労使関係に関する助言及び大企業との連携の促進などの諸分野における直接的な支援サービスを提供すること、
 - (c) 国、地方機関並びに訓練、助言、事業の立ち上げ、品質管理などの諸分野において、中小企業に支援を提供する政府間地域組織と協力すること、
 - (d) 中小企業に影響を及ぼす政策及び計画を含む重要な経済社会問題を扱うために設立された、国・地域・地方レベルの協議会、対策委員会、その他の機関に参加すること、
 - (e) 経済的見地から利益があり、また社会進歩に貢献するような企業の再編成（再訓練及び自営業の促進などの手段による）の開発を適切な社会的安全網を伴い促進し、参画すること、
 - (f) 中小企業相互の経験交流の促進及び連携の確立に参画すること、
 - (g) 雇用条件、労働条件、社会的保護、職業訓練などの問題に関して、中小企業に影響を及ぼすような社会的問題及び労働市場問題の監視・分析及び適切な場合には是正措置の促進に参画すること、
 - (h) 品質及び生産性の向上、並びに倫理基準、男女平等及び非差別の促進活動に参画すること、
 - (i) 中小企業に関する研究を準備し、男女別・年齢別の統計を含む中小企業のその他の形態の関連情報を収集し、他の国内及び国際的な労使団体と共にこの情報及び最良の慣行（best practices）の教訓を共有すること、
 - (j) 中小企業の労働者に対して、労働者の権利、労働法令及び社会的保護に関してサービス及び助言を提供すること、
- 18 中小企業とその労働者は、結社の自由を十分に尊重し、十分に代表されることを奨励されるべきである。これに関連して、使用者団体及び労働者団体は、構成員の基盤の拡大を、中小企業にまで含めるよう検討すべきである。
- 国際協力
- 19 適切な国際協力が、以下の諸分野で促進されるべきである。
- (a) 政策策定を支援するための比較可能な情報の収集に対する共通の方法の確立、
 - (b) 中小企業における雇用の創出と雇用の質を高めるための政策及び計画における最良の慣行に関して、男女別・年齢別及び他の適切な項目に分けられた情報の交換、
 - (c) 次のことを促進するための、使用者団体及び労働者団体を含む中小企業の発展に係わる国内及び国際機関との間の連携の創設、
 - (i) 職員、経験・アイデアの交換
 - (ii) 訓練教材、訓練方法、参考文献の交換
 - (iii) 中小企業とその発展に関する、男女別・年齢別の調査結果、及び他の質的・量的データの編集
 - (iv) 中小企業における国際的なパートナーシップ及び連携、下請の編成及び他の商業的な連携の確立
 - (v) 中小企業の振興に関して得られた経験について、政府、労使団体間の内外の情報交換のための、近代的な情報技術を利用した新しい機構の開発
 - (d) 女性起業家への支援を含む中小企業の発展を通じた雇用創出のための取り組みに関する国際会議及び討議グループ。同様の不利益を被っている集団及びとり残されている集団のための雇用創出と起業家精神への取り組みは有益なものとなるであろう。
 - (e) 良好な労働条件と十分な社会的保護を提供する効率良くかつ可能な雇用を創出する中小企業を促進するための鍵となる成功要因についての、様々な状況及び国における組織的な調査、
 - (f) 雇用機会、市場情報、法令、技術及び製品水準などのテーマに関する国内・国際的なデータベースを中小企業及びその労働者が利用することの促進。
- 20 加盟国は、この勧告の内容を他の国際的団体と共に促進すべきである。また、加盟国はこの勧告の各規定の評価と実施にあたり、適切な場合には、中小企業の雇用創出の促進に当たって、ILOが果たす重大な役割に注意を払うべきである。
- （日本ILO協会『世界の労働』1998年8月号）